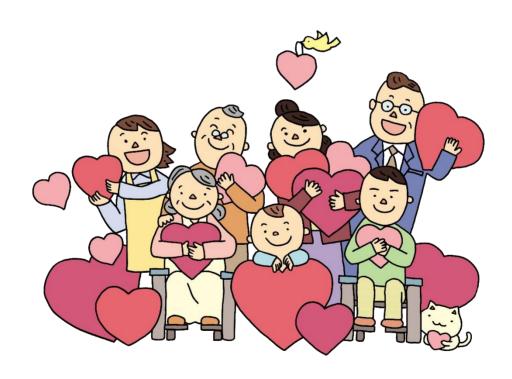


第2期湯浅町障害者基本計画 第4期障害福祉計画



へいせい **平成28年3月** ゆ あさちょう 湯浅町

けいかくさくてい しゅし計画策定の趣旨

また、障がいのある人への差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務づける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立しています。

本計画は、「障害者基本法」の改正の趣旨や、住民二ーズ等の社会情勢、本町の障害 はいかく はさく じっしじょうきょうとう ふ 者福祉施策の実施状況等を踏まえ、これまでの計画を発展的に見直し、本町の新たな障害者福祉施策を総合的に推進するために策定するものです。

しょうがいしゃ じ りつ し えんぼう へいせい ねん がつ かいせい しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかっ そうごうてき し えん ※ 障 害者自立支援法…平成24年6月の改正によって「障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 ほうりつ しょうがいしゃそうごう し えんぼう かいしょう するための法律(障害者総合支援法)」に改称

計画の性格・期間

本計画は、湯浅町障害者基本計画及び湯浅町障害福祉計画を一体的に策定しています。 たい きゅうきちょうしょうがいしゃ き ほんけいかく いったいてき さくてい 本計画は、湯浅町障害者基本計画及び湯浅町障害福祉計画を一体的に策定しています。 このうち「第2期湯浅町障害者基本計画」については、計画期間を平成28年度から平成 おんど おんど しょうがいしゅらくし せさく きほんほうしん あんていせい かくほ はか たい とっかい ちょうがいらく し せさく きほんほうしん あんていせい かくほ はか たい とっかい ちょうがいらく し けいかく きゅうきちょうじょうがいらく し けいかく きゅうきちょうしょうがいらく し けいかく と きゅうしょうがいらく し けいかく きゅん けいかく きかん ねんと 4期湯浅町障害福祉計画」については、国の基本指針に準じて計画期間を3年としています。

しょうがいしゃ 障 害者 き ほんけいかく 基本計画

しょうがいふく し 障 害福祉 けいかく 計画

平成 28年度	平成 29年度	で成。 30年度	平成 ^{a,b, č} 31年度	平成 32年度	で 平成 33年度	で 平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
				はいかく本計画				
								見直し
第4期	第4期計画(本計画)							
		見直し	第5	5期計画				

基本理念

ゆとりをもって暮らせる 安心・安全 ^{* *}
支えあいのまち ゆあさ 。



「ノーマライゼーション[※]」、「リハビリテーション[※]」の理念のもと、障がいの有無に関わらず、誰もが まいき 安心して、地域において社会参加できる環境の整備、機会の提供、自らが考え、選択し自立した 性いかっ けいぞく 生活を継続できるまちをめざします。

しょう ひと でき たが とくべつ くべつ しゃかいせいかつ メノーマライゼーション… 障 がいのある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会生活を せいじょう はんらい のそ すがた かんが かた ともにするのが正 常 なことであり、本来の望ましい 姿 であるとする 考 え方

※リハビリテーション…単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、ライフステージのすべて

「たんかい」
の段階で、生きがいをもって社会参加できるようにすることを目的としている
かんが、かた
考え方





き ほんもくひょう せ さくたいけい 基本目標と施策体系

基本目標1 地域で安心・安全に暮らせるための環境づくり

こうほう けいはつかつどう き べつかいしょう 広報・啓発活動、差別解消に 向けた取り組み

施策の方向性

- ●広報・啓発活動の充実
- ●学習会の充実
- ●差別のない社会づくりに向けた環境整備

分野3 バリアフリー化の充実

施策の方向性

●安心で暮らしやすいまちづくりの推進

施策の方向性

- ●防災・防犯の強化
- ●災害時要支援者への支援体制の構築
- じ しゅぼうさい そ しき はいち 自主防災組織の配置

分野4 情報アクセシビリティの向上

施策の方向性

基本目標2 自立した地域生活の支援

施策の方向性

- ●緊急 時の受け入れ体制の確保
- ●医療機関などに関する情報提
- けんこうきょういく けんこうそうだん じっし 健康教育・健康相談の実施

分野6 福祉サービスの充実 施策の方向性

- ●訪問系サービスの 充 実
- ●日中活動系サービスの充実
- ●居住系サービスの充実

分野7 相談支援体制の強化 施策の方向性

- ●町相談窓口の充実
- ●地域自立支援協議会の運営
- ●地域における相談支援の 充実

まほんもくひょう しゃかいさんか そくしん 基本目標3 社会参加の促進

分野8 雇用・就業の支援

施策の方向性

- たきかん れんけい じょうほうていきょう そうだん しえん じゅうじっ ●他機関との連携による情 報提 供・相談支援の 充 実
- ●企業への支援
- 職 員の資質向上
- 就 労移行支援事 業 の利用促進
- 就 労相談・雇用相談の 充 実

分野10 教育の充実

施策の方向性

- ●発達障 害児支援の充実
- きょういく じゅうじつ 教育の充実
- こうりゅうきょういく じゅうじつ 文流 教育の充実

分野 9 障がいのある児童への支援体制の強化 施策の方向性

- ●発達 障 害などへの支援
- しょう そうき はっけん たいおう **障 がいの早期発見・対応**
- かんけい きかん れんけい りょういくたいせい じゅうじつ ●関係機関との連携による 療 育体制の 充 実
- ●身近な地域での 療 育体制の 充 実

分野11 スポーツ・レクリエーション・文化活動の促進 施策の方向性

- ●スポーツを通じた交流の拡充
- ●文化活動などを通じた交流機会の拡充
- ●参加しやすい環境づくりの促進

障害福祉計画の基本的な考え方

1 障がいのある人の自己 けってい じょ こじつけん そんちょう 決定と自己実現の尊重

ノーマライゼーションのではないではない。 ではなうのもと、障がいの種別、程度にかけらず障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、いか要とする障害福祉サービスその他のうせを対象があり、はいっと社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

2 3 障がいに関わる せいと いちけんか 制度の一元化

3 地域生活移行などの かだい たいおう 課題に対応した サービス基盤の整備

しょうがいふく し 障害福祉サービスの見込量

訪問系サービス	ないよう 内容	単位	で成れる。 27年度	で成 28年度	へいせい 平成 29年度
est くかい ご 居宅介護	したく 「いっょく はいせつ しょくじ かいじょ かごか 自宅で入浴・排泄・食事などの介助を行いま	した つき 人/月	46	47	48
冶七八吱	す 。	じ かん つき 時間/月	828.0	846.0	864.0
じゅう ど ほうもんかい ご	重度の障がいがあるなど、常に介護が必要な した。 したく しんたいかい こ か じえんじょ がいしゅつ じ 人に、自宅で身体介護や家事援助、外出時	にん つき 人/月	1	1	1
重度訪問介護	の移動の支援を行います。	じかん つき 時間/月	44.0	44.0	44.0
どうこうえん ご	いどう がいしゅつ いちじる こんなん ゆう ひと どうこう 移動・外出に著しい困難を有する人に同行	にん つき 人/月	1	1	1
同行援護	がいしゅつ きい ひっょう えんじょ おごな し、外出する際の必要な援助を行います。	じ かん つき 時間/月	6.0	6.0	6.0
こうどうえん ご 行動援護	できょう こんなん つね かいご ひつよう ひと こう 行動が困難で、常に介護が必要な人に、行 とう がいしゅつ じょう まけんかい ひ はいせつ しょく じ い とう 動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動	にん つき 人/月	2	2	2
仃虭抜謢	ちゅう かい ご おごな 中の介護を行います。	じかん つき 時間/月	8.0	8.0	8.0
じゅうど しょうがいしゃとう 重度障害者等	つね かいご ひっょう ひと なか とく かいご 常に介護が必要な人の中でも、特にその介護 ひっょうせい たか ばあい きょたくかいご の必要性が高い場合に、居宅介護やその他	にん つき 人/月	0	0	1
包括支援	す。	じかん つき 時間/月	0.0	0.0	5.0

第に介護が必要な人に、施設での入浴・排池・食事などの介護、日常生活上の支援、生産活動・制作的活動の概念の提供を行います。	ロ中活動系 サービス	************************************	たんい単位	へいせい 平成 ねんど 27年度	へいせい 平成 ねん ど 28年度	へいせい 平成 ^{ねん ど} 29年度
動や創作的活動の機会の提供を行います。		っね かいで ひっょう ひと しせっ にゅうょく はいせっ 常に介護が必要な人に、施設での入浴・排泄・ しょくし かいで にちじょうせいかつじょう しっえん せいさんかつ	にん つき 人/月			
自立訓練 地域生活を営むとかできるよう、有期限の支援を行います。 大月 39.0 20.0	生活介護	食事などの介護、日常生活上の支援、生産活 とう	にんにち つき 人日/月	774.4	792.0	809.6
(機能訓練) 第生活にかかる訓練などの支援を行います。		5 いませいかつ いとな 地域生活を営むことができるよう、有期限の支	にん つき 人/月	2	2	2
(生活訓練) 提計画に基づき、日常生活形力の向上に必要な訓練などの支援を行います。	(機能訓練)	しょうせいかつ くんれん ロー・ネル きごな 常生活にかかる訓練などの支援を行います。	にんにち つき 人日/月	39.0	39.0	39.0
(生活訓練) 要な訓練などの支援を行います。	じ りつくんれん 自立訓練	すいきせいかつ いとな ゆうき げん し 地域生活を営むことができるよう、有期限の支 えんけいかく こうじょう ひっ	にん つき 人/月	4	4	5
 ・	(生活訓練)	はえ、 くんれん しょえん おごな 要な訓練などの支援を行います。	にんにち つき 人日/月	62.4	62.4	78.0
であっている。	しゅうろう い こう し えん 六半 光七夕(二十十五	しゅうろう きょう ひと いっていきかん しゅう	にん つき 人/月	1	2	2
(A型) に、就分への移行に向けた支援を行います。	机力物订叉拨	どを行い、一般就労への支援を行います。	-	17.0	34.0	34.0
(A型)	就 労継続支援	をようけいやく もと しゅうろう かのう み こ ひと 雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人	にん つき 人/月	3	4	4
(B型) (こ、就労に必要な追談や生産活動の機会を提供し、就労への移行に向けた支援を行います。 (人日/月 696.6 712.8 729.0 療養介護 (供し、就労への移行に向けた支援を行います。 (人日/月 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(A型)	しゅうろう	人日/月	65.1	86.8	86.8
(B型) 供し、就労への移行に向けた支援を行います。	就 労継続支援	できまっています。 こんでん ひと		43	44	45
療養介護 がきがい要な人などに、医療機関での機能訓 人/月 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(B型)	まょう しゅうろう いこう む しぇん おこな 供し、就労への移行に向けた支援を行います。	人日/月	696.6	712.8	729.0
## や療養との管理・者をいかきをなけいます。 「たんまにゅうしょ 短期入所サービスを提供し、介助者の介護負	りょうようかい ご 痞 	病院への長期入院による医療を必要とし常時 かいで ひっょう ひと かりょう まかん 介護が必要か 人 かどに 医療機関での機能訓	にん つき 人/日	4	4	4
短期人所 (ショートステイ)	<i>小</i> 、良八 吱	れん りょうじょう かんり かんご かいこ きごり 練や療養上の管理・看護・介護を行います。		·	·	·
(ショートステイ) にいまう に対応できるよう支援します。	たん き にゅうしょ 短期 入 所	たん けいげん はか かいじょしゃ しっぺいじ ふざいじ	人/月	5	6	7
居住糸サービス 内容 単位 27年度 28年度 29年度 16 17 18 18 で 1 1 1 1	(ショートステイ)	たいおうに対応できるよう支援します。	人日/月	59.0	70.8	82.6
(グループホーム) たいはら たいはら たいはら たいはら たいはら たいはら たいはら たいはら			たん い 単位			へいせい 平成 29年度
たいしょう	共同生活援助	モラヒル た にธじムラセいカッコじムラ ネルじょ ホニネネ て相談その他の日常生活上の援助を行います。	にん つき 人/月	16	17	18
そうだん しえん 平成 平成 平成 平成	しせつにゅうしょ しえん 施設 入所支援	たいしょう やかん きゅうじつ にゅうょく はい などを対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、	にん つき 人/月	17	16	16
	そうだん し えん ナロミ火 士 +立	ないよう	たん い 畄 / 六	平成	平成	平成

そうだん しえん 相談支援	ないよう 内容	単位	平成 27年度	へいせい 平成 28年度	へいせい 平成 29年度
けいかくそうだん し えん 計画相談支援	サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。	にん つき 人/月	15	17	19

^{₹ラだん しえん} 相談支援	ないよう 内容	単位	で成 27年度	へいせい 平成 28年度	へいせい 平成 29年度
ちいきい ごうしえん 地域移行支援	地域における生活に移行するための相談や住意なかくほんである。 を表しないでは、その他必要な便宜を供与します。	にん つき 人/月	1	1	1
ちいきていちゃく しえん 地域定着 支援	障がいの多様な特性に起因して生じる緊急の じたい 事態などに常時、相談など対応に必要な便宜 を供与します。	にん つき 人/月	1	1	1

ちいきせいかつ しえん じぎょう いちらん 地域生活支援事業の一覧

_{ひっ} す	· U ぎょう 事業	ないよう 内容			
りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう 理解促進研修・啓発事業		もいき じゅうみん たい しょう かいせい がいはっかって ひと たい りゅうかい ふか 地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深める ための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。			
りはつてきかつどう し えん じ ぎょう 自発的活動支援事 業		ゆいます できる かっとう かっとく じゅうみん ちぃき できってき 障がいのある人やその家族、住民などが地域において自発的 まごな かっとう しょえん に行う活動を支援します。			
そうだん しえん じぎょう 相談支援事業	しょうがいしゃそうだん し えん じ ぎょう 障 害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者などからの相談に応じ、情報提 供を行いつつ地域移行を支援します。			
せいねんこうけんせい ど 成年後見制度	こりょうしえんじぎょう 利用支援事業	りょう 利用するための申し立て費用などについて、補助を行います。			
せいねんこうけんせい どほ 成年後見制度法	まうじんこうけんし えんじぎょう 去人後見支援事業	はいねんこうけんせい と ほうじんこうけんかつとう しえん じっし 成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施 だんたい たい けんしゅう そしきたいせい こうちく おこな 団体に対する研修や組織体制の構築などを行います。			
ぃ し そつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	しゅ ね つうやくしゃ・ようやくひっ き 手話通訳者・要約筆記 しゃ は はれ じ ぎょう 者派遣事業 しゅ ね つうやくしゃせっ ち じ ぎょう 手話通訳者設置事業	ままうかく おんせい げんご きのう しかく た しょう 聴覚や音声・言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎 っう はか しょう ひと たい しゅ れっうゃくしゃ ようゃくひっき 通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記しゃ はけん しぇん おごね 者を派遣し支援を行います。			
	しゅ ゎ ほぅ し いんようせいけんしゅぅ 手話奉仕員養成研修 じぎょう 事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの は、町の広報活動などの は、町の広報活動などの は、町の広報活動などの は、町の広報活動などの は、町の広報活動などの は、町の広報活動などの は、町の広報活動などの は、ませいけんしゅう おごな 支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。			
にきじょうせいかつよう くきゅう ふ日常生活用具給付とう じぎょう 等事業	かいごくんれん しえんよう ぐ 介護訓練支援用具 じりつせいかつ しえんよう ぐ 自立生活支援用具 ざいたくりょうようとう しえんよう ぐ 在宅療養等支援用具 しょうほう いしそううしえんよう ぐ 情報・から 思味通支援用具 はいせつかんり しえんよう ぐ 排泄管理支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いすなどの給付をします。 「いうよくほじょようく とくしゅべん き			
いどうし	任 七以 修 貞 	しょうきほ じゅうたくかいしゅう ともな きゅうふ 小規模な住宅改修を伴うものの給付をします。			
		移動が困難な人の目的地までの移動の支援を行います。 まままくてきかっとう 創作的活動など地域の実情に応じた支援を行います。			
地域生活支援セン	ター機能強化事業	創作的沽動なと地域の実情に応した支援を行います。			

でん い じ ぎょう 任意事 業	ないよう 内容
にっちゅういち じ しえん じぎょう 日 中 一時支援事 業	しょう ひと たい じぎょうしょ にっちゅうかっとう ば ていきょう にち 障がいのある人に対して事業所などにおいて日中活動の場を提供し、日 いまでき かい ご かくほ はか かまい でき きゅうそく ば かくほ はか 常的に介護をしている家族などの一時的な休息の場の確保を図ります。
しょうがいしゃ じ どうしゃうんてんめんきょしゅとく かいぞう 障害者自動車運転免許取得・改造 じょせい じ ぎょう 助成事 業	じょうしゃうんてんめんきょ しゅとく ばあい ひょうおょ かいぞうひょう ほじょ をだな 自動車運転免許を取得する場合の費用及び改造費用の補助を行います。

障がいのある児童への支援サービスの見込量

でである。 できる できる できま できま できま できま できま できま できま できま かいしょう でき かいしょう しょん サービス	ないよう 内容	単位	へいせい 平成 27年度	へいせい 平成 ^{ねん ど} 28年度	へいせい 平成 29年度
	じどう たい にちじおせい 障がいのある児童に対し、日常生	にん つき 人/月	38	40	42
じ ざうはったつ し えん 児童発達支援	活における基本的な動作の指導、 知識技能の付与、集団生活への 透光訓練などを行います。	にんにちぶん つき 人日分/月	304.0	320.0	336.0
	上肢、下肢または体幹機能に障が	人/月	1	1	1
いりょうがた じょうはったつ しえん 医療型児童発達支援	いのある児童に対する児童発達支えなる。 ちつよう きごと まなま こうしょう きごと だまな 援及び治療を行います。	にんにちぶん つき 人日分/月	7.0	7.0	7.0
	はうか ご なつやす ちょう e きゅう か 放課後や夏休みなどの長期休暇 ちゅう せいかつのうりょくこうじょう	にん つき 人/月	12	13	14
放課後等デイサービス	中において、生活能力向上のため なんれん の訓練などを継続的に実施し、障 びいのある児童の放課後等の居場 いまる。	にんにちぶん つき 人日分/月	178.8	193.7	208.6
	じょう じょうきょ とうがいし せっ 障がいのある児童及び当該施設の	にん つき 人/月	0	0	1
ほいくしょとうほうもん し えん 保育所等訪問支援	スタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援を行います。	にんにちぶん つき 人日分/月	0	0	10.0
しょうがい じ そうだん し えん 障 害児相談支援	上記のサービスを利用するすべての じどう たいしょう に	にん つき 人/月	12	15	18

だい きゅあさちょうしょうがいしゃ きほんけいかく 第2期湯浅町障害者基本計画

まい きしょうがいふくし けいかく 第4期障害福祉計画

がいようばん 《概要版》

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町青木668-1 TEL:0737-63-2525 FAX:0737-63-3791